

輸出契約書の主要事項

(保険引受の観点から、定めていただきたい事項)

【メールのみは不可。万が一の事態に、保険金をお支払いする際には、輸出者・相手方**両者のサイン**
(=両者合意が確認出来ること) が必要です。】

① 輸出者等の名称及び住所	
② 相手方の名称及び住所	
③ 相手方と代金支払人が異なる場合は、当該支払人の名称及び住所 (契約書において支払人の意思確認が可能であること)	
④ 輸出契約締結日	契約書の日付とサイン日のいずれか遅い日を合意日と看做するのが一般的。 NEXIの貿易保険には申込みの期限があり、保険の種類によっては輸出契約締結日を起算として「〇日以内」との期限を設けているものがある。契約日のない契約書は不可。
⑤ 最終仕向国 例 China	
⑥ 契約金額及び受け渡し条件	“何(貨物・貨物の仕様)”を、“いくら(契約金額)”で、“どれだけ(数量)”、 契約する のかを書面で合意することは、取引の大前提事項。 貨物が発注品と違う! とクレームされた場合のよりどころとなる。
⑦ 貨物の名称、型または銘柄及び数量	
⑧ 船積時期 例 January to March, 2012	貿易保険上、保険責任期間設定に必要。 納期認識の違いが不払いの原因になることがある。書面で 合意しておくことにより、トラブルを回避出来る。
⑨ 代金の決済時期及び決済方法 例 D/A 30 days after B/L date	貿易保険上、船積後の保険責任期間設定に必要。期日が 算定出来ない契約は、保険事故となる“不払い”の期日が決 まらない。また、一般的に、支払期日を明確にしておか ないと、相手側は自分に有利な期日で解釈する。

* 参考その他事項(可能な限り)

取引に必要な承認や許認可取得、トラブル発生時の仲裁条項、不可抗力な事態が発生した場合の取極め、当該取引独特の確認事項など。